

別添2

事業評価の結果（内容評価項目）

福祉サービス種別 就労継続支援B型事業所
事業所名 親愛の里紙ふうせん

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【障がい者・児福祉サービス版】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
A	1 利用者の尊重と権利擁護	(1) 自己決定の尊重	① 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 利用者の自己決定を尊重するエンパワメントの理念にもとづく個別支援を行っている。 ■ 2 利用者の主体的な活動については、利用者の意向を尊重しながら、その発展を促すように支援を行っている。 ■ 3 趣味活動、衣服、理美容や嗜好品等については、利用者の意思と希望や個性を尊重し、必要な支援を行っている。 ■ 4 生活に関わるルール等については、利用者と話し合う機会（利用者同士が話し合う機会）を設けて決定している。 ■ 5 利用者一人ひとりへの合理的配慮が、個別支援や取組をつうじて具体化されている。 ■ 6 利用者の権利について職員が検討し、理解・共有する機会が設けられている。 	<p>○利用者一人ひとりの要望や意向をお聞きし、それぞれの生活リズムや働き方を考慮して、作業内容・活動内容が選択できる仕組みが取られていました。</p> <p>○作業内容の選択は、一日の朝ミーティングの時間に、自分がしたい仕事や活動のご希望をお聞きして、要望に応じていく取り組みが行われていました。</p> <p>○当事者活動を支援する活動としては、「元気会」という利用者自治組織があり、紙ふうせんの利用者誰もが、心地よい環境で働くことができ、楽しみを持ち交流ができることを目的としていました。</p>

<p>(2) 権利擁護</p>	<p>① 利用者の権利擁護に関する取組が徹底されている。</p>	<p>a)</p>	<p>■</p>	<p>7</p>		<p>○利用者の権利擁護及び虐待防止についての規程・マニュアルとしては、法人の虐待防止規程、苦情処理解決規程が定められていました。規程の中には、受付窓口及び責任者の設置、対応マニュアルについて、虐待防止委員会規程等が定められていました。</p>
<p>○利用者の尊重と権利擁護は、福祉施設・事業所の使命・役割の基本であり、虐待等の権利侵害を防止することは法令で必須とされる事項です。よって、取組の重要性に鑑み、取組が十分でない場合には、「c」評価とします。</p>			<p>■</p>	<p>8</p>	<p>利用者の権利擁護のための具体的な取組を利用者や家族に周知している。</p>	<p>○権利擁護の内容や虐待防止への取り組みの、利用者及びご家族への説明は、利用契約時及び業計計画説明時に周知されていきました。</p>
			<p>■</p>	<p>9</p>	<p>権利侵害の防止と早期発見するための具体的な取組を行っている。</p>	<p>○事業所の運営規程の中に、「身体拘束の禁止」「虐待防止のための措置」「利用者の秘密保持」についての規程があり、説明及び周知が図られていました。また、事業計画書の重点目標として、虐待防止のためのセルフチェックシートの作成と振り返りを、年2回実施することが明示されていきました。</p>
			<p>■</p>	<p>10</p>	<p>原則禁止される身体拘束を緊急やむを得ない場合に一時的に実施する際の具体的な手続と実施方法を明確に定め、職員に徹底している。</p>	
			<p>■</p>	<p>11</p>	<p>所管行政への虐待の届出・報告についての手順等を明確にしている。</p>	
			<p>■</p>	<p>12</p>	<p>権利擁護のための取組について職員が具体的に検討する機会を定期的に設けている。</p>	
			<p>■</p>	<p>13</p>	<p>権利侵害が発生した場合に再発防止策等を検討し、理解のもとで実践する仕組みが明確化されている。</p>	

2 生活 支援	(1) 支援の基 本	① 利用者の自律・自立生活の ための支援を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14 利用者の心身の状況、生活習慣や望む生活等を理解し、一人ひとりの自律・自立に配慮した個別支援を行っている。 ■ 15 利用者が自力で行う生活上の行為は見守りの姿勢を基本とし、必要な時には迅速に支援している。 ■ 16 自律・自立生活のための動機づけを行っている。 ■ 17 生活の自己管理ができるように支援している。 ■ 18 行政手続、生活関連サービス等の利用を支援している。 	<p>○運営規程第2条（運営方針）に、「利用者が自立した日常生活を営む事が出来るよう、生活能力の維持・向上等に向けて、必要な訓練その他のサービスを適切かつ有効に行う」と自立支援の基本的姿勢が掲示されていました。</p> <p>○紙ふうせんには、利用者が主体的に運営する、「元気会」が組織化されていました。「元気会」では利用者の方誰でもが心地よい環境で働くことが出来、利用者同士が楽しみを持ちながら交流できる仕組みが確立されていました。「元気会」の役員構成は（会長・副会長・福利厚生班長・生活班長・書記）となっていました。</p>
		② 利用者の心身の状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 19 利用者の心身の状況に応じて、さまざまな機会や方法によりコミュニケーションがはかられている。 ■ 20 コミュニケーションが十分ではない利用者への個別的な配慮が行われている。 ■ 21 意思表示や伝達が困難な利用者の意思や希望をできるだけ適切に理解するための取組を行っている。 ■ 22 利用者のコミュニケーション能力を高めるための支援を行っている。 ■ 23 必要に応じて、コミュニケーション機器の活用や代弁者の協力を得るなどの支援や工夫を行っている。 	<p>○利用者の朝・夕のミーティングが毎日行われていました。朝のミーティングは「ミーティング当番&1分間スピーチの当番」「利用者の企画による歌や踊り」「仕事の予定と確認」。夕方のミーティングは「作業チームごとの報告」「欠席者の確認や連絡事項」等を行い、様々なコミュニケーションを図る機会が設けられていました。</p> <p>○令和3年度に実施した利用者満足度アンケート結果から、「話を聞いてほしい」というニーズに対応し、作業時間以外にも、支援者からコミュニケーションを取り「話しやすい雰囲気づくり」に努め、利用者との関わりを深める取り組みが行われていました。</p>

<p>③ 利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 24 利用者が職員に話したいことを話せる機会を個別に設けている。 ■ 25 利用者の選択・決定と理解のための情報提供や説明を行っている。 ■ 26 利用者の意思決定の支援を適切に行っている。 ■ 27 相談内容について、サービス管理責任者等と関係職員による検討と理解・共有を行っている。 ■ 28 相談内容をもとに、個別支援計画への反映と支援全体の調整等を行っている。 	<p>○「元気会」の福利厚生委員会では年間事業として、お花見会・旅行・食事会・忘年会が計画されていました。その他にも月に一回のカラオケ大会、日帰り旅行は県外に行く企画も取り入れて行われていました。</p> <p>○令和3年に実施された、利用者満足度調査において、就労面での利用者希望と意向結果の中で「紙ふうせんの仕事は自分にあっていますか」については、「とても満足(33%) 満足(24%)」。「職員は作業の内容や手順を分かりやすく丁寧に説明してくれますか」については「とても満足(33%) 満足(33%)」となっており、高い満足度となっていました。</p>
<p>④ 個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 29 個別支援計画にもとづき利用者の希望やニーズにより選択できる日中活動(支援・メニュー等)の多様化をはかっている。 ■ 30 利用者の状況に応じて活動やプログラム等へ参加するための支援を行っている。 ■ 31 利用者の意向にもとづく余暇やレクリエーションが適切に提供されている。 ■ 32 文化的な生活、レクリエーション、余暇及びスポーツに関する情報提供を行っている。 ■ 33 地域のさまざまな日中活動の情報提供と必要に応じた利用支援を行っている。 ■ 34 個別支援計画の見直し等とあわせて日中活動と支援内容等の検討・見直しを行っている。 	<p>○個別支援計画作成過程については、①ご利用者面接(アセスメント、意思決定支援、就労ニーズ把握・整理)。②個別支援計画(案)の作成。③個別支援計画策議。④個別支援計画作成。利用者合意、サイン。の手順で行われていました。必要な会議及び書類としては、ニーズ整理表、就労アセスメント表、個別支援計画表、個別支援計画策定会議が用意されていました。</p> <p>○個別支援計画の見直しは、モニタリングと修正が6カ月ごとに行われていました。見直しの過程としては、①ご利用者の面談(アセスメント、就労アセスメント、支援目標の振り返り)。②個別支援計画の作成。③目標を達成するための計画修正。④利用者に対して、支援内容変更の同意とサイン。という手順が示されていました。</p>

		<p>⑤ 利用者の障がいの状況に応じた適切な支援を行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 35 職員は障がいに関する専門知識の習得と支援の向上をはかっている。 ■ 36 利用者の障がいによる行動や生活の状況などを把握し、職員間で支援方法等の検討と理解・共有を行っている。 ■ 37 利用者の不適応行動などの行動障がいに個別的かつ適切な対応を行っている。 ■ 38 行動障がいなど個別的な配慮が必要な利用者の支援記録等にもとづき、支援方法の検討・見直しや環境整備等を行っている。 ■ 39 利用者の障がいの状況に応じて利用者間の関係の調整等を必要に応じて行っている。 	<p>○利用者の方の得意なことや強みに着眼した支援方法（ストレングスアセスメント）を取り入れて、気づきやアイデアを生み出して、具体的な就労支援を行う取り組みがされていました。</p> <p>○令和4年度事業計画の中で、「支援の見える化（支援ツール・支援マニュアルの作成とPDCAサイクルの実施）」として、①作業4部門の年間スケジュールの作成及び管理。②作業手順の見直し及び改善等を行い、支援の向上を図っていく事が記載されていました。</p>
<p>(2) 日常的な生活支援</p>		<p>① 個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 40 食事は利用者の嗜好を考慮した献立を基本としておいしく、楽しく食べられるように工夫されている。 ■ 41 利用者の心身の状況に応じて食事の提供と支援等を行っている。 ■ 42 利用者の心身の状況に応じて入浴支援や清拭等を行っている。 ■ 43 利用者の心身の状況に応じて排せつ支援を行っている。 ■ 44 利用者の心身の状況に応じて移動・移乗支援を行っている。 	<p>○食事提供サービスは、個別支援計画に基づき提供されていました。希望があれば、事業所が提供する食事を利用できるシステムとなっていました。食事代は1食200円。</p> <p>○提供される食事のメニューについては、1か月ごとの予定表が示されて、栄養士による、栄養と嗜好を考慮した献立が立てられていました。月に一度は「弁当」の日があり、バリエーションも豊富に用意されていました。</p> <p>○身辺生活（ADL）は、ほとんどの利用者の方が自立していますが、移動と入浴については一部の方が支援を必要としていました。</p>

		(3) 生活環境	① 利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。	a)	<ul style="list-style-type: none"> ■ 45 利用者の居室や日中活動の場等は、安心・安全に配慮されている。 ■ 46 居室、食堂、浴室、トイレ等は、清潔、適温と明るい雰囲気を保っている。 ■ 47 利用者が思い思いに過ごせるよう、また安眠（休息）できるよう生活環境の工夫を行っている。 ■ 48 他の利用者に影響を及ぼすような場合、一時的に他の部屋を使用するなどの対応と支援を行っている。 ■ 49 生活環境について、利用者の意向等を把握する取組と改善の工夫を行っている。 	<p>○事業所の開所が平成21年4月新築のため、建物が新しく快適に作業や活動ができる生活環境となっていました。また、作業活動の場は広いスペースが確保され、安心・安全性も保たれていて、利用者の方が生き生きと活動できる場となっていました。</p> <p>○作業室のほかに、多目的室（食堂）、トイレ、シャワー室等清潔に保たれていました。また、建物に採光が上手く取り入れられる設計がされていて、全体として明るい雰囲気が感じられました。</p> <p>○障がい施設特有な、利用者の個別仕切りがなくても、安定して生活ができていました。</p>
--	--	----------	-----------------------------------	----	--	---

<p>(4) 機能訓練・生活訓練</p>	<p>① 利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。</p>	<p>b)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 50 生活動作や行動のなかで、意図的な機能訓練・生活訓練や支援を行っている。 ■ 51 利用者が主体的に機能訓練・生活訓練を行えるよう工夫している。 ■ 52 利用者の障がいの状況に応じて専門職の助言・指導のもとに機能訓練・生活訓練を行っている。 □ 53 利用者一人ひとりの計画を定め、関係職種が連携して機能訓練・生活訓練を行っている。 □ 54 定期的にモニタリングを行い、機能訓練・生活訓練計画や支援の検討・見直しを行っている。 	<p>○機能訓練・生活訓練の基本的な考え方と実施方法については、主に、それぞれの作業活動や生活支援の中で、自然に行っていく方法が取られていました。</p> <p>○特に利用者の自主組織である「元気会」の生活班で行っている、掃除・ゴミ拾い・ロッカー内の片づけ等や福利厚生班で行われている、日帰り旅行や各行事の計画や実施等は、日常生活の中で行う生活訓練的な側面を持ちながら行われていました。</p> <p>○機能訓練及び生活訓練については、利用者個々の個別支援計画に基づき実施されることも必要であり、定期的なモニタリングや支援方法の見直しについても、より一層の取り組みを期待します。</p>
----------------------	--	-----------	---	---

(5) 健康管理・医療的な支援	① 利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。	a)	<input type="checkbox"/>	55 入浴、排せつなどの支援のさまざまな場面をつうじて、利用者の健康状態の把握に努めている。	非該当
		b)	<input type="checkbox"/>	56 医師又は看護師等による健康相談や健康面での説明の機会を定期的に設けている。	
	c)	<input type="checkbox"/>	57 利用者の障がいの状況にあわせた健康の維持・増進のための工夫を行っている。		
		<input type="checkbox"/>	58 利用者の体調変化等における迅速な対応のための手順、医師・医療機関との連携・対応を適切に行っている。		
		<input type="checkbox"/>	59 障がい者・児の健康管理等について、職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。		
	② 医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。	a)	<input type="checkbox"/>	60 医療的な支援の実施についての考え方（方針）と管理者の責任が明確であり、実施手順や個別の計画が策定されている。	非該当
		b)	<input type="checkbox"/>	61 服薬等の管理（内服薬・外用薬等の扱い）を適切かつ確実にしている。	
		c)	<input type="checkbox"/>	62 慢性疾患やアレルギー疾患等のある利用者については、医師の指示にもとづく適切な支援や対応を行っている。	
		<input type="checkbox"/>	63 介護職員等が実施する医療的ケアは、医師の指示にもとづく適切かつ安全な方法により行っている。		
		<input type="checkbox"/>	64 医師や看護師の指導・助言のもと、安全管理体制が構築されている。		
		<input type="checkbox"/>	65 医療的な支援に関する職員研修や職員の個別指導等を定期的に行っている。		

<p>(6) 社会参加、学習支援</p>	<p>① 利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。</p>	<p>a)</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>66 利用者の希望と意向を把握し、社会参加に資する情報や学習・体験の機会を提供する等、社会参加への支援を行っている。</p> <p>b) <input type="checkbox"/> 67 利用者の外出・外泊や友人との交流等について、利用者を尊重して柔軟な対応や支援を行っている。</p> <p>c) <input type="checkbox"/> 68 利用者や家族等の希望と意向を尊重して学習支援を行っている。</p> <p><input type="checkbox"/> 69 利用者の社会参加や学習の意欲を高めるための支援と工夫を行っている。</p>	<p style="text-align: center; font-size: 2em;">非該当</p>
<p>(7) 地域生活への移行と地域生活の支援</p>	<p>① 利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。</p>	<p>b)</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/></p>	<p>70 利用者の希望と意向を把握し、地域生活に必要な社会資源に関する情報や学習・体験の機会を提供している。</p> <p><input type="checkbox"/> 71 利用者の社会生活力と地域生活への移行や地域生活の意欲を高める支援や工夫を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 72 地域生活への移行や地域生活について、利用者の意思や希望が尊重されている。</p> <p><input type="checkbox"/> 73 地域生活への移行や地域生活に関する課題等を把握し、具体的な生活環境への配慮や支援を行っている。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 74 地域生活への移行や地域生活のための支援について、地域の関係機関等と連携・協力している。</p>	

	(8) 家族等との連携・交流と家族支援	① 利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。	a)	■	<p>75 家族等との連携・交流にあたっては、利用者の意向を尊重して対応を行っている。</p> <p>76 利用者の生活状況等について、定期的に家族等への報告を行っている。</p> <p>77 利用者の生活や支援について、家族等と意見交換する機会を設けている。</p> <p>78 利用者の生活や支援に関する家族等からの相談に応じ、必要に応じて助言等の家族支援を行っている。</p> <p>79 利用者の体調不良や急変時の家族等への報告・連絡ルールが明確にされ適切に行われている。</p> <p>80 利用者の生活と支援に関する家族等との連携や家族支援についての工夫を行っている。</p>	<p>○事業所パンフレットの中に、『相談・及び支援』について記載があり、「利用者・家族が希望する生活や心身の状況等を把握し、適切な相談・助言・援助等を行います」と利用者の方・ご家族の方の意向を尊重した対応が明示されていました。</p> <p>○利用者への定期的報告としては、保護者便りや保護者会等で行われると共に、保護者からの希望・要望についてお聞きしたり、意見交換をする場が設けられました。</p>
3 発達支援	(1) 発達支援	① 子どもの障がいの状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。	a)	□	<p>81 子どもの発達過程や適応行動の状況等を踏まえた発達支援（個別支援）を行っている。</p>	<p>非該当</p>
			b)	□	<p>82 子どもの発達に応じて必要となる基本的日常動作や自立生活を支援するための活動や取組について、個別活動と集団活動等を組み合わせながら実施している。</p>	
			c)	□	<p>83 子どもの活動プログラムについてはチームで作成するとともに、子どもの状況に応じた工夫や見直しを行っている。</p>	
				□	<p>84 子どもと保護者に対し、学校及び保育所や認定こども園、児童発達支援事業所等との情報共有、連携・調整をはかっている。</p>	

<p>4 就 労 支 援</p>	<p>(1) 就労支援</p>	<p>① 利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 85 利用者一人ひとりの働く力や可能性を引き出すような取組や工夫を行っている。 ■ 86 利用者一人ひとりの障がいに応じた就労支援を行っている。 ■ 87 利用者の意向や障がいの状況にあわせて、働くために必要なマナー、知識・技術の習得や能力の向上を支援している。 ■ 88 働く意欲の維持・向上のための支援を行っている。 ■ 89 仕事や支援の内容について、利用者への定期的な報告と話し合いを行っている。 ■ 90 地域の企業、関係機関、家族等との連携・協力のもとに就労支援を行っている。 	<p>○紙ふうせんの運営方針として「ご利用者の人権を重んじ、自己選択・自己決定により働くことや地域で暮らすことができ、エンパワメントの視点で可能性を広げ、自己実現を果たす」という、就労支援B型のサービス提供の目的が明記されていました。</p> <p>○生産的活動として、農業（野菜、薬草、市田柿）。自主加工（塩バジル、こんにゃく）。受託作業（シール貼、ダイレクトメールの封入、段ボール組み立て、水引等）。施設外就労等の内容があり、利用者一人ひとりに応じ、提供できる工夫が行われていました。</p> <p>○地域の企業や就労関係団体と連携した多彩の作業内容が準備されていました。</p>
----------------------------------	-----------------	--------------------------------------	-----------	---	--

<p>② 利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 91 利用者の意向や障がいの状況に応じた仕事時間、内容・工程等となっている。 ■ 92 利用者が選択できるよう、多様な仕事の内容・工程等を提供するための工夫を行っている。 ■ 93 仕事の内容・工程等の計画は、利用者と作成するよう努めている。 ■ 94 賃金（工賃）等を利用者にわかりやすく説明し、同意を得たうえで適切に支払われている。 ■ 95 賃金（工賃）を引き上げるための取組や工夫を行っている。 ■ 96 労働安全衛生に関する配慮を適切に行っている。 	<p>○令和4年度生産活動計画書の中に、作業科目、勤務日及び勤務時間、目標工賃、支援内容等が記載されており、利用者に分かりやすく説明できる体制となっていました。</p> <p>○作業工賃の支給に関する規程があり、親愛の里紙ふうせん事業所に従事する利用者の、工賃に関する規程が定められていました。</p> <p>○作業工賃の支払いは、利用者本人に対して直接通貨でその全額を支払うものとする。ただし、利用者の同意を得て、本人名義の金融機関の通帳に振り込むことができると規定されていました。また、工賃の支払いは、月額3,000円を下回らないこと。支払日は毎月25日とし前月分の工賃の支払いをすると定めていました。</p>
--	-----------	--	---

		<p>③ 職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。</p>	<p>a)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ■ 97 職場や受注先の開拓等により仕事の機会の拡大（職場開拓）に努めている。 ■ 98 障害者就業・生活支援センターやハローワーク等との連携を定期的かつ適切に行っている。 ■ 99 利用者の障がいの状況や働く力にあわせて、利用者と企業とのマッチングなどの就職支援を適切に行っている。 ■ 100 就労後の利用者と職場との関係づくりなど、職場定着等の支援を必要に応じて行っている。 ■ 101 利用者や地域の障がい者が離職した場合などの受入や支援を行っている。 ■ 102 地域の企業等との関係性の構築や障がい者が働く場における「合理的配慮」を促進する取組・働きかけを行っている。 	<p>○令和4年度事業計画の中で、農福連携・企業連携の強化「地域で働く・活躍する」施設外就労の継続と拡大を挙げていました。具体的には、①地域・企業との共同事業を推進し、平均工賃15,000円以上を目指す。②地域や企業とのマッチング（施設外就労の継続と確保をすすめる、より多くの利用者が携われるように作業種を増やす）。③多様な就労ニーズに合わせた作業・支援の提供（令和4年度には事業所内作業と施設外就労の2つの部門を分け、作業種の整理や支援内容の検証を行い、目標に沿った支援を実施する）。と明示されていました。</p> <p>○実習及び求職活動の支援として、公共職業安定所や障がい者就業・生活支援センター等の機関と連携して、職場実習や求職活動の実施、職場定着のための支援を行う事が記載されていました。</p>
--	--	--	-----------	---	---